

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成23年9月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第30号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日は、平成23年10月1日とする。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)